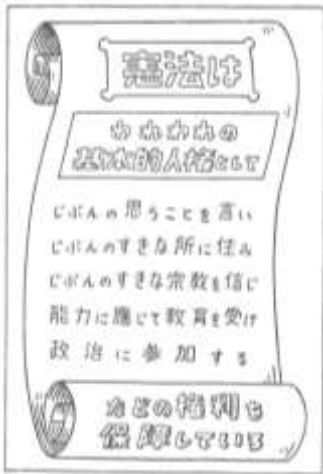


基本的人権・個人の尊重

はじめに

前回12月号では、9条「戦争の放棄」を取り上げ、自衛隊は必要なのか、沖縄米軍



1947年文部省が発行した中学校1年生用社会科教科書「あたらしい憲法のはなし」より

地の問題などいろいろな角度から討論されました。そして、最後に「国防軍は資本家を守るため、資本家の要求によるものといえます。このような経済的土台の変化により憲法改悪への道のりは急ピッチに進められることになってきています。日本国憲法を守るということとは、資本とたたかう、階級闘争をたたかうということだ」と確認しました。

今回は、日本国憲法の三本柱の二つ目「基本的人権」を取り上げます。人権とは、人間である、

ただそれだけのことで当然に誰でも保障されるものです。人間が生まれながらに有するものであることを意味しています。これを天賦人権説と言います。11条にいう人権の不可侵性とは、公権力によって侵されないことを保障することです。また、人権の普遍性とは、人権は、人種、性、身分などの区別に関係なく、人間であるというただそれだけで当然にすべて享有できる権利であるということです。

人権には、1、包括的基本権（13条）、2、法の下平等（14条）、3、自由権、4、受益権、5、参政権、6、社会権に分けることができます。日本国憲法には、条文だけでも

◆みんなの学習講座



館山市の、いじめ自殺で亡くなった中学生の追悼集会で挨拶する「いじめ問題を考える会」の林代表。

第10～40条までの合計31条が基本的人権に関する記述です。

自由権の代表的なものは、第19条「思想及び良心の自由」、第21条「集会、結社、表現の自由」ですがそれぞれ3月号と4月号で学習します。また、社会権の典型的なものは、25条の定める「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」と、私たち労働者にとって最も身近で大事な28条「労働基本権」ですが、5月号～8月号で学習します。

今月号は、11条で基本的人権とは何かをつかみ、13条の「個人の尊重・幸福追求権」、14条の「法の下での平等」について学習していきます。

さて、憲法改憲反対の集会在、あちらこちらで開かれるようになってきていますが、私達の職場、地域、家庭での関心はどうでしょうか。自分達になくはならない憲法になっているのでしょうか。身近な問題と関連して討論を進めていきたいと思えます。

憲法第11条 国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えらる。

生きる権利と幸せになる権利

10才の孫娘がそうつと左腕にだきつき、「おじいちゃんごめんね、けさはマラソン一緒に走らなくて、きのうプールに行って疲れ

ちゃったの」「いいよ、いいよ」ここには、あしたは一緒にマラソンをやるよという前向きな子供の心と、いつも可愛い孫と一緒にマラソンをやる祖父の生き甲斐のある気持ちがあります。「またあしたね、バイバイ」と手を振られれば嬉しくなって、「きついけれど明日も行こう」という気になります。

一方では、館山市内の中学2年生が、運動会の日、汚れたカバンを持ち、パンクさせられた自転車をとぼとぼ押して帰って来て、その4日後に「もうこの世につかれました。ずっと見守っています。おじいちゃんと一緒に・・・さようなら」こう書き残し13年の生涯で自らの命を絶ちました。「だれの責任も追及しない。事実を知りたい。同じことが起きないように、それを今後に生かしてほしいのです」

これは館山房日新聞のいじめ問題の記事の一部です。

ここには、13歳の子供さんが、生きる希望を失って、自らの命を絶つことの悔しさが、にじみ出ています。親御さんの言葉の中には、「折角ここまで苦労して育てたのに、一緒に



追悼集会に集まり、「いじめ根絶」を真剣に討論しました。

やりたい事もあったのに、なんでだ」という思いが込められていると思います。自分の生きる望みまでも奪われている状態ではないでしょうか。この落差は何なのか胸が痛くなってきました。

「生きる権利や幸福追求の権利」は人間として生まれた時から保障されていることです。私たちも議員や役人も含め、すべての国民は

それを奪う「自殺者が出る」ような社会にしてはならないということです。

自民党改正草案では、11条で「国民は、全ての基本的人権を享有する」と、一番重要な「妨げられない」が削除されています。「妨げられない」とは、国家権力から侵害されないという意味です。つまり、国家権力が基本的人権を侵害することを、日本国憲法は禁止しているのです。自民党改正草案は、享有を「認めてあげますよ」という上の立場からの表現にとれます。

憲法第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また国民は、これを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

学校ではおっかなびっくりで

やらなければならない

いじめ問題を考える代表世話人をやっている

ます。この館山の件については、NHKで三回ほど報道されましたから、多くの方は知っていると思いますが、2008年9月10日に、中学2年生の男子が運動会の鉢巻で自宅の二階で首をつって自殺したんです。いじめが原因ではないかと言われて、教育委員会は同級生や先生にアンケートをとり、いじめからの自殺はなかったと公表しました。しかし、議会で問題点を追求されると、このアンケートを、保存期限まえに破棄したことが判明されました。

この声が大きくなると、教育委員会は再アンケートをしました。前と同様にいじめからの自殺はないと一覽表にまとめて公表しました。そこで、私たちはこのアンケートを開示請求したところ、なんとこのアンケートの中に、実際に「死ね」等いじめがあったことが数件あったんです。すぐに「公表したものと違う」と抗議し、議会でも追及したところ、教育委員会は「ミス」で片付け、いじめからの自殺はないと言いつづけています。

そこで、私たちは、この隠蔽に対し 新聞折込で館山市内全戸2万枚のチラシを入れ集

◆みんなの学習講座

会を開催しました。このチラシを見てはじめて参加した人も多く、先生のOBもいましたが、残念ながら現役の先生は誰も参加してなかったのです。

そのことについて、2年前に退職したAさんは、討論のなかで次のように言っています。「先生方がきちんとしないといけないが、もしここにいれば大変な圧力があると思う。学校では何か言えば呼ばれて注意されたりするおっかなびっくりでやらなければならなくなっている。月給の差別も始まるうとしている。心をいためながら先生はやっていると、いじめられている子に聞くと、やられていないと言っし、やっている子も他の子も何も言わない。それで先生が親御さんに怒られノイローゼになっている人もいる。先生方の不分なこと追及はよいが、身近にあること改善の努力をやってゆくことも必要だ、こういう運動が広範に広がるのがいいをなくすことになると思う。」と。闘いはまだまだ続きますが、12条でいう憲法そのものも不断の努力によって保持しなければならぬといっています。

自民党改正草案では、12条で「国民は・・・自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」となっていて、「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に書き換えています。この12条はじめ、第13条・第22条・第29条もこのごとく「公益及び公の秩序」に書き換えています。

公共の福祉とは、すべての国民に保障される人権相互の衝突を、それぞれの人権を尊重しながら具体的に調整する、という原理です。日本国憲法は個人の人権を尊重をうけています。よって個人が最高の価値であるならば、その個人の人権を制限できるものは、別の個人の人権ということになります。どんな人権であっても、他人の人権を侵害しない限りにおいて認められるということです。けっして、社会公共の利益とか公益とか多数のための利益ではありません。

基本的人権とは、人間が人間として生きるために自然の権利としてもっている権利であり、国家やその他のいかなる力によっても、奪うことのできない、個々の人間に無条件に

与えられている権利です。

また、自民党改憲草案Q&Aでは、「公の秩序と規定したのは、『反国家的な行動を取り締まる』ことを意図したものではありません」と等と書いていますが、公益の名のもとに大衆運動の取り締まりを強め、弾圧の範囲を拡大することは目に見えています。

憲法第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由および幸福追求の対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

生きる権利も幸せになる展望も

じわじわと奪われていく

「原発関連死さらに121人計910人」（東京新聞9/11）という報道がありました。子供さんに甲状腺がんが発見されて来ていることも報道されています。発見された子供さん、親御さんの生きる権利、幸福になる



7月17日、原発事故の完全賠償と、「民事時効」を許さないため裁判所への提訴を終え、開催された報告集会から。
(原発事故被災者・相双の会会報No. 15)

権利はどうなるのでしょうか。「福島の人は大変だ」などと、他人事のように言っている自分達にも、危害が襲いかかっていることを自覚しなければなりません。いまでも汚染水が海に垂れ流しになっています。ただけの汚染水が海に流れ出しているのか分からないのです。すでに放射能に汚染された魚が自分の口に入ってきているかも知れません。「きれいな海を返せ」「生活の出来る土地を返

せ」「土地を破壊する原発はつくるな」という脱原発の運動が重要とおもいます。

安倍首相は、国民の安全を守る立場にありながら、放射能が人間の生きる権利を奪っていることを、福島原発事故の復旧が遅々と進まない、対策が見えないまま後追いの作業に追われているという事をも知りながら、原子力発電所を海外に輸出するということを明言しています。日本経済のために、外国に日本原子力発電所を売ってもいいということにはならない、人間は生まれながらにして人種、国籍、宗教に関係なく生きる権利があります。

オリンピック招致プレゼンテーションでの発言で、安倍首相は福島の海の安全性をアピールし、「汚染水対策は、国として対策を立て責任を持って実施している」と発言しましたが、地元の漁業組合関係者からの声は「発言通りにやってくれよな」でした。これは、漁民にとっては、廃業を決断しなければならぬ時でもあり、死活問題なのです。「おもてなしのオリンピックもいいが俺たちの生きる権利を優先させてくれ」という生きる権利の主

張ではないでしょうか。

憲法第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人権無視の強制配転 賃金差別

NTTは、2002年に11万人リストラ計画で導入した違法な「50歳退職・賃下げ雇用」制度で、10万人の社員が会社から何度も脅しや強制により最大3割の賃下げで地域会社に再雇用させられました。退職に応じなかった全国で2200人の社員は、職種変更で長距離や遠距離配転を伴う営業職場に配転させられました。

私は、2006年4月、泣く泣く50歳退職選択制度で満了型（NTT本体）を選びました。当時、妻は病弱で働けず、長男は大学受験・次男は小学5年でこれから子供達の教育費がかかる時期で、家のローンも2000

◆みんなの学習講座

万円も残っていて、25%賃金ダウン（10万円）したら生活ができません。生活保護手当を市役所に申請しようと思いましたが、

課長面談の中で妻が病弱のこと、子供が小さいことを考え単身赴任は絶対できない、長距離通勤は妻に負担がかかるからなんとか配慮してもらえないかと訴えましたが、まったく聞き入れてもらえず、満了型（N T T 本体）を選んだことに報復のような見せしめ的な2時間以上かかる遠距離通勤の今の職場に強制配転になりました。県内にまったく同じ職場があるのにどうして今の職場に配転なのか必要性がまったくわかりません。私は口頭発令の時も言いましたが納得できませんでした。「不同意」です。

私は家族の生活を守るために人間として親として当たり前の選択をしたつもりです。当時のN T Tの90%以上の社員が賃下げ再雇用を選びました。異常な数値です。国会でも会社の退職強要がずいぶん問題になりましたが、N T T社内では満了型（N T T 本体）を選ぶのはなにか会社に悪いことでもするような雰囲気がありました。当たり前の要求が否

定されるような会社でした。

現行憲法では、社会的身分により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定されていますが、当局の攻撃として、労働組合という交渉権を持った組織を、掌中にした上での賃金、配転など労使合意の下の人事ということで、合法的に当局側の労務管理として使われているということ。全国的に労働組合がダメになったと言われているですが、日常人権無視が公に行われるのは社会問題です。組合員が主人公になった一人ひとりの組合員の傘になれる労働組合づくりが問われています。

人として正しいことを

主張し続ける

人権は人類の普遍的な価値です。しかし、歴史的に見るとまたその歴史は浅いのです。アメリカは先住民への人権差別や黒人差別の国でした。イギリスも人権の母国ですが多くの植民地を抱えながら植民地の人々の人権は全く考えていませんでした。フランス人権宣

言も当時は男性の人権しかなかったのです。日本においては、第二次世界大戦後になってようやく普及した考えです。ですから、積極的に主張しなければ意味がなくなってしまうものと言ってもいいと思います。

また、「人権」と「平和」は不可分一体のもので、日本国憲法には「平和的生存権」と言う考えがあります。人権がなければ平和はないし、平和でなければ人権は保障されません。12月号で第9条を学習しましたが、日本国憲法の個々の条文だけを理解するのはなく、前文から103条全体を見て私たちの求める理想の社会とは何かを考えていきたいと思えます。

憲法は、自分の幸せを自分で決める権利として「自己決定権」を保障しています。こうした権利を行使するかどうか、自分の考えを主張してより幸せになるための努力をするかどうか、私たち自身の自己決定にゆだねられています。人権とは、人として正しいことを主張しつづけることです。

次回は、「第19条 思想及び良心の自由」